

岩見沢市立北村小学校いじめ防止基本方針

「岩見沢市いじめ防止基本方針」にのっとり、本校におけるいじめ防止基本方針を定めるものとする。

I いじめ防止対策に関する基本的な方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、本校児童の尊厳を保持するとともに、多様性を認め合い、安心して健やかに成長できる環境を保障できるよう、いじめの未然防止、早期発見及び早期解決のために対策に関し、基本理念、関係者の責務や役割、基本的な方針の作成並びに対策の基本となる事項等を定めることにより、いじめの防止のための対策を、総合的かつ効果的に推進するものとする。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

3 いじめの防止

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

①心の教育の充実

- ・思いやりの心とともに自浄能力を育てる教育の推進。人権教育の実践。

②居場所づくり・絆づくり

- ・ピア・サポートの授業をはじめとする共感的理解を育む学級経営。
- ・Q-Uテストの実施と活用（教育支援センターとの連携）。

③心のバリアフリー化

- ・特別な支援や配慮が必要な児童等に対し、正しい理解を行えるよう、日常的な交流を継続。

④小中合同PTA研修会などでの、SNS等の情報モラル講習開催への取り組み。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む発達支持的生徒指導の推進

①一人一人が活躍できる学習活動

- ・全ての児童が主体的に取り組み活躍できるユニバーサルデザインに基づく授業スタイルの充実。
- ・児童の自発的な活動を支える児童会活動の充実。

②安心して自分を表現できる授業の実践

- ・活用する力やコミュニケーション力を育成する研修の実施。友だちとの意見の違いを認め合う中で育つ自尊感情の伸長。
- ・ピア・サポート機能を生かした、児童同士の互惠関係に気づかせる日常実践。
- ・法務局人権擁護委員会との連携した「人権教室」の開催。

4. いじめの早期発見

(1) いじめの早期発見のため、子どものSOSを見逃さない積極的生徒指導

①日常観察の徹底

- ・学級担任によるきめ細かい日常観察。全教職員で全校児童を見守る姿勢。些細なことでも担任や指導係、管理職に知らせる体制の確立。

②情報の共有

- ・日常的な教師間の情報交流。変化に気づく力を高める生徒指導の研修。月1度の生徒指導委員会などでの生徒指導交流。

③児童アンケートの実施と教育相談週間の設定

- ・年2回(5月・11月)、生活アンケートの実施。困り感を抱えている児童の把握。その後の教育相談週間の設定により、全児童に対する面談の実施。

5 いじめの早期対応

(1)トラブル発生時の対応

- ・双方に事実の経過を確認する。(記録化)
- ・言い分の食い違いについては、双方が納得するまで話を聞く。
- ・話し合いを持ち、必要に応じて謝罪、反省等を促す。
- ・保護者に事実の経過や指導内容などを説明し、理解・協力を得る。
- ・他の児童への啓発、指導を十分に行う。
- ・解決後の再発防止策を練り、確実に実行する。

(2)早期解決のための対応

①生徒指導委員会の招集

- ・いじめを発見したときには特定の教職員で抱え込むことなくいじめ対策チームに相談・通報し、速やかに生徒指導委員会で対応を協議していじめの解決にあたる。

②情報の共有

- ・いつ、どこで、誰が、何を、どのように等、情報収集と記録を綿密に行い、事実確認をするとともに、全教員、教育委員会、必要に応じてPTA、関係機関等と情報を共有する。

③児童への指導

- ・いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている児童に対しては毅然とした態度で指導にあたり、各家庭へのケアや助言などを行う。
- ・いじている児童、いじめられている児童のみならず、全児童が当事者意識を持てるよう適切な指導を行う。

6 家庭や地域、関係機関との連携した対応

(1)家庭との連携

- ・いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密に取り、学校の取組について情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かす。

(2)外部機関との連携

- ・いじめられている児童の心の傷を癒やし、また、いじている児童の心のケアのために、必要

に応じ養護教諭や教育支援センター、スクールカウンセラー、児童相談所、心療内科医等と連携を取りながら指導を行う。

7 いじめの重大事態発生時の対応

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※ ①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける子どもの状況に着目して判断し、例えば、自殺や重大な傷害、金品等の重大な被害、精神性の疾患を発症した場合などが想定される。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する。

※ 子どもやその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものと対応する。

(2) 重大事態発生後の対応

- ①学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。
- ②学校は、教育委員会の指示のもと、速やかに対応する。

8 いじめの解消

いじめが解消している状態とは、次の2つの要件が満たすものとする。ただし、要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、被害児童と加害児童の関係修復状況など、他の事情も勘案して判断する。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とした相当の期間）
- (2) 児童及び保護者からの聞き取り等によって、被害を受けている子どもが心身の苦痛を感じていないこと

9 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

①いじめ対策チーム

- ・構成員は、教頭、指導係、校長とする。
- ・常設で通年開催とする。
- ・いじめを発見した時の相談・通報を受ける窓口を、教頭または指導係とする。
- ・次の「生徒指導委員会」または「いじめ防止対策委員会」を招集する。

②生徒指導委員会

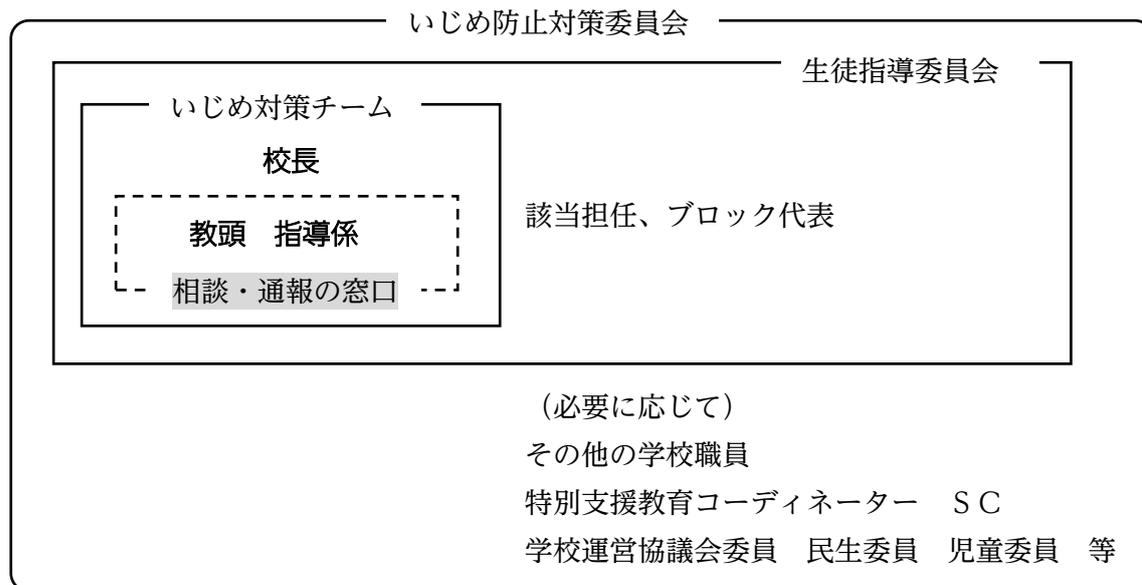
- ・構成員は、指導係、ブロック代表、養護教諭、該当担任、校長、教頭とする。
- ・早期発見のための調査、情報共有や、早期解決にむけた対応策の発信を行う。
- ・被害児童を徹底して守り通し、事案の解決にあたる。

- ・全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動について話し合いを行う。

③いじめ防止対策委員会

- ・防止に関する措置が実効的なものとなるための検討をする。
- ・学校関係者の他、調査の公平性・中立性を確保するためにいじめ事案の関係者と直接の人間関係・利害関係の発生しない第三者を加えた組織とする。
- ・構成員は、生徒指導委員会に加えて、必要に応じてその他の学校職員、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、学校運営協議会委員、民生委員、児童委員等とする。

(2) 組織図



<補足>

- ・校内研修の検討・実施に当たっては、研修係担当者を加える。
- ・児童が主体的に行う未然防止の活動については、自治係担当者を加える。

10 評価・改善

本いじめ防止基本方針の内容については、年度の開始時に児童・保護者等に周知し、達成状況を学校評価により、検証・分析を加えながら取り組みの改善を図るものとする。

改訂 令和6年1月31日